

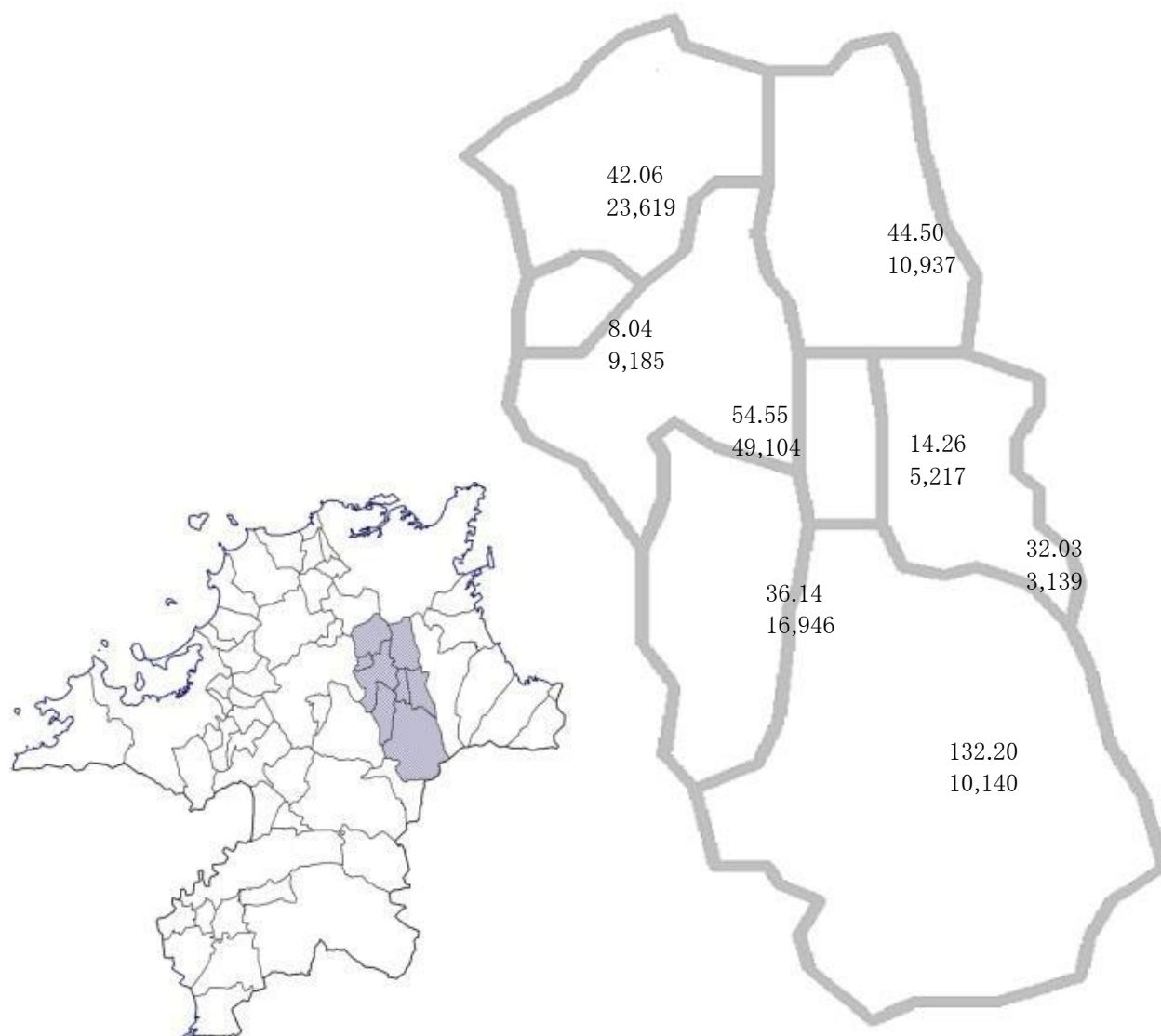
○ 田川保健福祉事務所管内概況

当事務所の管轄地域は、福岡県の北東部に位置する田川市郡1市6町1村であり、管内の面積は363.73km²（平成26年全国都道府県市区町村別面積調）、平成26年10月1日現在の世帯数は、53,330世帯、人口128,287人（福岡県の人口と世帯年報）です。

当地域は、かつて筑豊炭田の中核として、地域経済は隆盛を極め、我が国経済の原動力として大きな役割を果たしてきました。しかしながら、石炭から石油へのエネルギー政策の転換に伴い、地域経済は大打撃を受け、炭鉱閉山後50年近くを過ぎた今日も石炭産業に代わる基幹産業が起業せず、地域経済は公共事業等に依存せざるを得ないという厳しい状況が続いています。


こうした背景から、生産年齢人口の流出による人口の減少を余儀なくされ、高齢者人口の比率が高くなるなど高齢化が進んでいる状況です。

このように、炭坑閉山による後遺症により住民の生活環境は荒廃し、雇用関係をはじめ高齢化の進展による医療、介護の問題等、保健福祉全般にわたる課題を抱えていますが、管内市町村の財政的基盤は脆弱な状況です。



面積：平成26年全国都道府県市区町村別面積調（平成26年10月1日）

人口：人口移動調査（平成26年10月1日現在）



平成9年4月に地域保健法が施行され、身近で頻度の高い対人保健サービスは市町村が提供し、保健福祉事務所（保健所）は広域的・専門的・技術的拠点としての役割を担っていく体制が作られました。

当所管内は少子化・高齢化が進行し、高齢化率も県平均を大きく上まわっています。健康寿命の延伸・健康格差の是正のための、健康づくり支援・介護予防事業等の推進が重要です。

また、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現が求められています。このような状況に対し、市町村及び関係機関等と連携しながら業務を進めています。

当所管内は高齢者等の比率が高く、これらの人たちが地域において自立した生活を営み、いきいきと社会活動に参加できる環境づくりが求められています。

このため、施設等の社会

○ 田川保健福祉事務所の沿革

福岡県田川保健所と福岡県田川福祉事務所が統合し、福岡県田川保健福祉環境事務所が発足

環境部門の整理統合により福岡県田川保健福祉事務所が発足
(環境部門は嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所へ)

昭和17年 4月	福岡県後藤寺保健所として開設
昭和20年 3月	福岡県後藤寺保健所から分離し、福岡県添田保健所開設
昭和22年12月	福岡県後藤寺保健所が、福岡県田川保健所と名称変更
昭和49年11月	福岡県田川保健所は、総合庁舎に併設し移転
昭和62年11月	福岡県田川保健所に、検査課を設置
平成 9年 4月	福岡県田川保健所と福岡県添田保健所が、 福岡県田川保健所として統合

昭和17年	福岡県田川地方事務所発足
昭和26年10月	福岡県田川地方事務所に民生課設置
昭和30年11月	福岡県田川地方事務所を廃止し、福岡県田川福祉事務所を設置
昭和39年 8月	福祉2課を分室に設置
昭和40年 8月	分室移転
昭和47年	福岡県田川総合庁舎に移転、分室統合







保健・医療・福祉の他、県民生活全般の相談窓口です。専門機関の紹介や法律相談の申込み受付も行っています。

※法律相談の実施は下表のとおりです

日常生活のなかでの争いや、もめ事の解決を図るため、弁護士による無料の法律相談（企業や法人等としての相談、刑事事件に関する相談を除く）を実施しています。相談は、1人30分程度の面接方式で、事前の予約が必要です。

		092-643-3333	
		093-581-4934	
		0942-30-1030	
		0948-21-4876	
		0930-23-2379	



不妊について「悩んでいる」「相談したい」「治療について知りたい」等や、その他女性の心身の健康に関する相談を受けています。 =予約制=

○相談員：医師・助産師等

			0940-37-4070
			0948-29-0277
			0946-22-4211

女性の抱える問題全般について相談を受け、相談員と一緒に考えて問題解決にあたります。

母子家庭、父子家庭、寡婦の抱える様々な問題や悩み事について相談相手となり、問題解決のお手伝いをしています。

[]

相談の内容

- ・ひっこみじあん、乱暴、反抗、つめかみ、指しゃぶり、おねしょ等について
- ・保育所、幼稚園、学校などでの心配ごと（学校に行かない、いじめにあう、友だちができない、勉強が嫌い、進学悩みなど）について
- ・家出、万引き、暴走、夜遊びなどの心配について
- ・家庭内の親子、きょうだい関係がうまくいかないことなどについて
- ・子どもの身体的、知的な発達の遅れや子育ての問題について

相談日と相談時間

○月曜日～金曜日 9:00～17:00
(直通電話 0947-46-1092)







心の悩みや不安、精神障害者の治療とアフターケア、その他アルコール、薬物、認知症などに関する相談を保健師等が随時受けています。また、電話による相談も受け付けています。

②

専門医による、心の悩みや病気に関する相談窓口を毎月第2木曜日、第4火曜日に設けています。（祝祭日等の場合は日程変更）

保健師等が、精神障害者本人や家族の相談に応じ、助言や指導を行っています。

症状が安定した就労意欲のある精神障害者に、作業訓練の場を提供し、作業能力や社会生活能力の向上を図ることを目的とした事業です。管内に3か所の職親事業所があります。訓練期間は6か月で、最長3年まで更新できます。



病気や障害があっても、「住み慣れた自分の家で過ごしたい。」「最後は家に連れて帰りたい。」という希望を持つ療養中の方やご家族は少なくありません。

そうした希望を叶えるためには、患者や家族とともに、病院や地域の医療スタッフ、看護、介護、地域などが手を結び、チームで支えていく必要があります。

田川地域在宅医療支援センターでは、最後まで、自宅で自分らしく過ごしたいという願いを叶えるための体制づくりに取り組んでいます。

在宅医療についての不安や悩み等の相談や、地域で利用可能な在宅医療サービス資源に関する相談窓口を開設しています。

受付時間：月～金曜日 9:00～16:00（祝日を除く）

電話



難病で困っている方の療養生活に関する電話相談を行っています。
原因不明で治療法がはっきりしていない病気、いわゆる難病のことで心配されている方を対象に、相談窓口を設けています。

0947 - 44 - 2766

難病患者とその家族の方を対象に、医療や日常生活に関する講演会・相談会を専門医・地域医師会・患者団体等と協力して実施しています。
(神経系、消化器系、膠原病と疾患群別に開催)

難病患者および家族に対し、必要に応じて、保健師による家庭訪問を行っています。

小児慢性特定疾病児等を養育する親等の日常生活を送る上での不安や悩みを軽減するため相談事業を行っています。



平成25年に国内で新たに報告されたHIV感染者・エイズ患者は1590件とこれまでで最も多く、福岡県においてもHIV感染者・エイズ患者は61件報告されており、年々増加している状況です。

エイズは身近にある病気であり、HIV・エイズについて正しく理解することが大切です。HIVの感染を早期に知ることにより、他の人への感染を防ぐとともに適切な治療を受けることにつながります。

当所において、HIV・性感染症の相談、検査を行っています。

検査は毎週火曜日9時～11時まで受け付けています。このうち、HIV（エイズ）抗体検査については、即日検査を実施していますので、検査当日に結果の説明ができます。（但し、確認が必要な場合は1週間かかります。）

検査は無料、匿名で受けることができます。

<検査項目> HIV抗体検査・梅毒検査・クラミジア検査・淋菌検査

なお、相談は随時受け付けています。



妊婦、特に妊娠初期の女性が「風しん」にかかると、生まれてくる赤ちゃんが「先天性風しん症候群」という病気にかかることがあります。

「風しん」の予防には、ワクチンを接種し、風しんに対する免疫を獲得することが有効です。「風しん」に対して十分な免疫があるかどうかは、抗体検査で確認することができます。

このため、当所において、「風しん抗体検査」を無料で実施しています。電話による予約が必要です。

<対象者> 福岡県内（福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市を除く）に住民票がある方で（原則20歳以上）、過去に風しん抗体検査を受けたことがある方、又は、風しんの予防接種歴が明らかである方、もしくは検査で確定検査を受けた風しんの既往がある方を除く、以下の方が対象となります。

- (1) 妊娠を希望する女性
- (2) 妊婦の配偶者（パートナーを含む）

※妊婦が、抗体検査で抗体価が低いことが確認されている場合又は抗体検査未実施の場合に限る



--	--







妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）・糖尿病・貧血・産科出血・心疾患に罹っている妊産婦の方が、早めに適切な医療を受けることができるように、医療費の助成を
なお、入院期間が7日以上の方が対象ですが、所得により対象にならない場合があります。

不妊治療（体外受精、顕微授精）を受けられているご夫婦に治療費の助成を行っています。なお、所得により対象にならない場合があります。

フェニルケトン尿症等の先天代謝異常等の検査を行っています。
これらの病気は、早い時期に発見できれば、薬などで治療することができることから、出産時に医療機関で新生児の血液検査を行っています。

成長発達の遅れや精神・運動面に何らかの問題がある乳幼児に対して、小児科医師や作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士による発達の診察や相談・訓練を年8回実施しています。


[]

母子家庭の母または父子家庭の父に対して、就職に有利な資格の取得促進のための給付金を支給します。（該当要件があります。）

難病のうち、原因が不明で治療方法が確立していない指定難病に対し、研究・治療方法の確立を図るとともに、医療費の負担軽減を目的に申請受付・交付を行っています。なお、所得に応じて、一部自己負担があります。

指定難病は110（注）の疾病が、小児慢性特定疾病は14の疾患群（704疾病）が対象となっています。

（注）指定難病は、平成27年1月から110疾病が対象であり、7月から306疾病が対象になる予定。



原爆の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者の健康の保持及び増進、ならびに福祉の向上を図るための総合的な援護対策のうち、被爆者健康手帳、健康管理手当等の各種手当の認定申請を受け付けています。


また、被爆者を対象として、年2回の定期健康診断及び希望健康診断を医療機関に委託して実施しています。

()

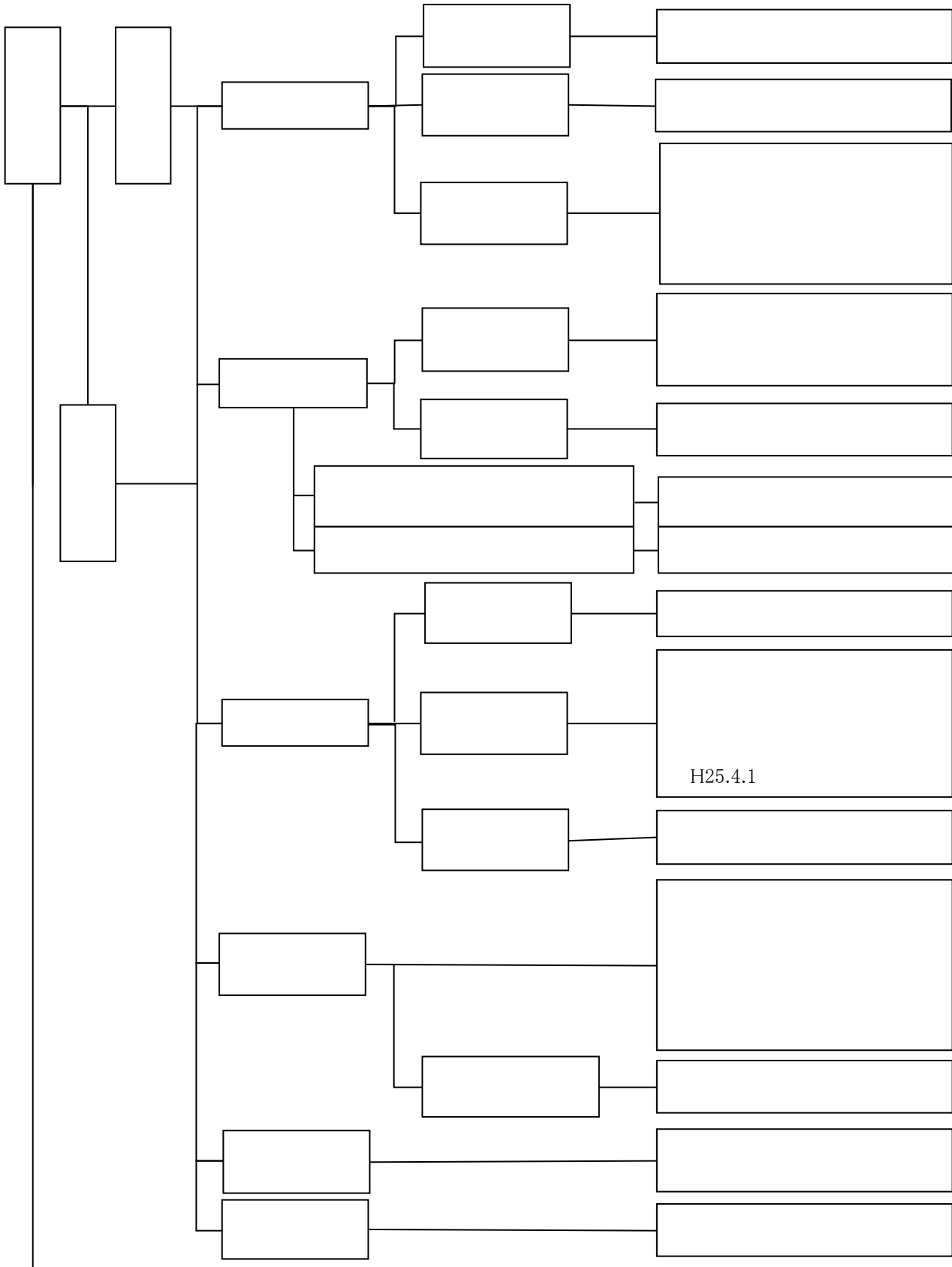


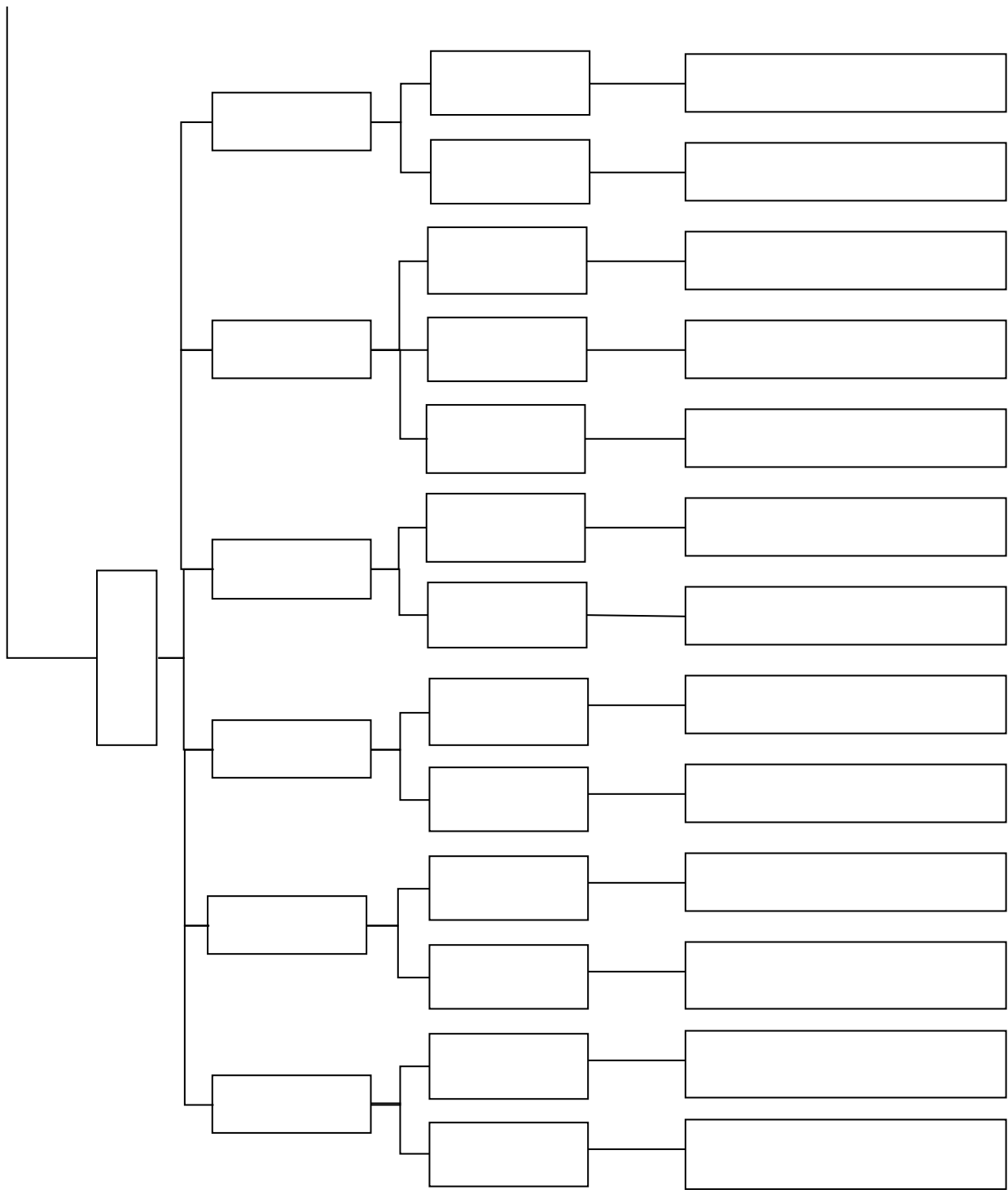
B C

B型及びC型肝炎ウイルスに感染し、インターフェロン治療やインターフェロンフリー治療並びにB型肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療を受ける方に対し、医療費の一部助成を行っています。



結核患者やその保護者が、結核医療費の一部について公費負担を受けるための申請を受け付けています。





嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

☆公害、廃棄物、環境に関すること 環境指導課環境指導第三係

☆浄化槽、自然公園等に関すること 地域環境課

Fax

総務企画課

人事、予算、庶務、会計等の事務のほか所内の連絡調整を行うなど、事務所の円滑な運営を行うための「かなめ」となっています。

また、旧保健所庁舎や職員寮の維持管理も行っています。

生活保護法による扶助費の給付、田川郡に所在する医療・介護機関の生活保護指定申請の受付等を行っています。

また、生活保護を受けている人が医療機関を受診したり介護機関のサービスを受ける場合に、医療機関に対し医療券、介護機関に対し介護券を発行しています。

適切な医療推進のため、医療監視、薬事監視等の立入検査指導を行うとともに、一旦健康危機事例が起こったときは、対外的調整窓口の役割も果たします。また、医師会、消防署、警察署、市町村、その他の関係機関と協力して「ダメ。ゼッタイ。」薬物乱用防止運動や、「救急の日」の啓発活動等のイベントを行うなど、所内外との企画調整を行っています。

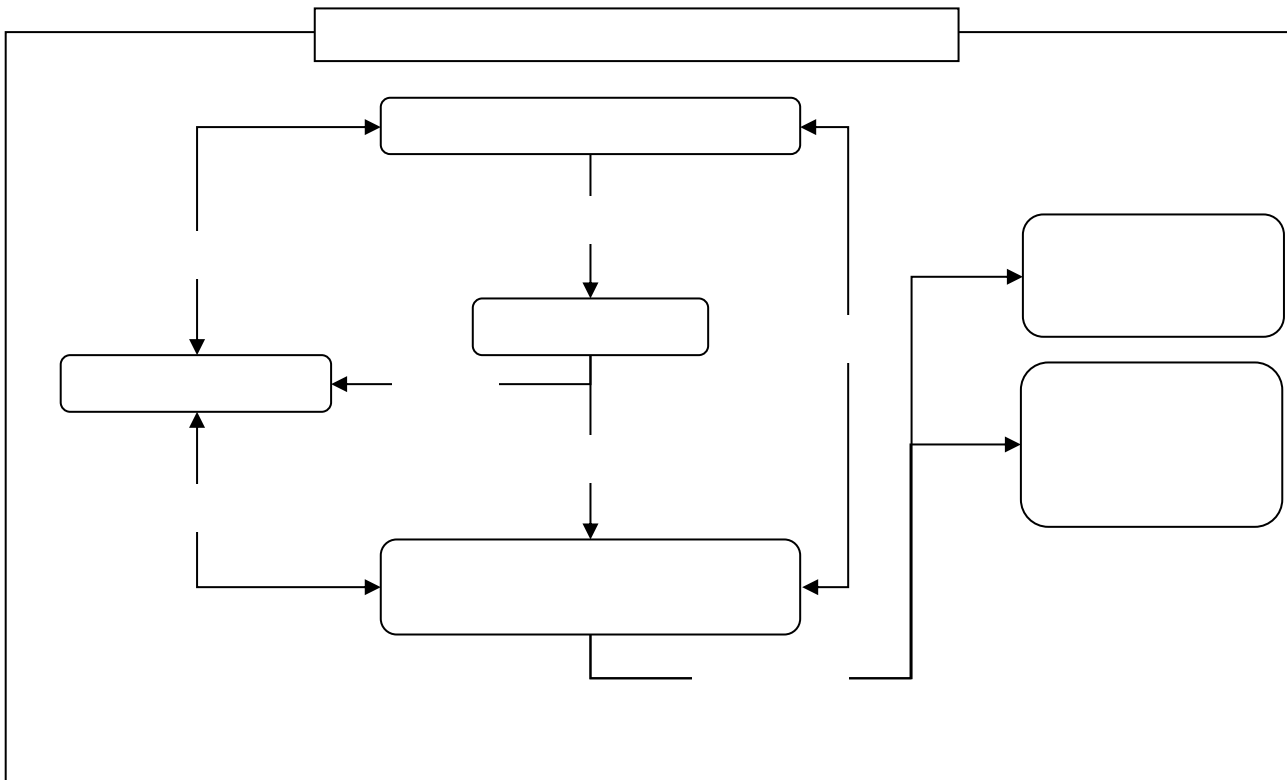
一方、統計法に基づく人口動態調査（厚生労働省所管）をはじめ、各種統計調査を実施しています。

さらに、保健・医療・福祉以外の県民生活に関わる様々な相談窓口となっている各専門機関の案内を行うなど、総合相談窓口としての役割もあります。



近年の大規模自然災害、テロ災害や感染症及び家畜伝染病等の新たな展開など、これまでに予想できなかった様々な危機事案が発生し、健康危機管理体制の確立が求められています。

このため、保健福祉事務所では、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる地域住民の生命及び健康の安全を脅かす事態に対応するため、関係機関が健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する情報を共有することを目的として、健康危機管理体制の整備を行っています。



現在、麻薬等の薬物乱用問題は全世界的なひろがりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっています。

このような中、薬物乱用防止啓発事業の「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の一環として、関係団体の協力を得て「6・26ヤング街頭キャンペーン」を行っています。

また、5～6月は、不正大麻・けし撲滅月間として、管内をパトロールし、指導及び抜去をしています。

一方、小中学生を対象とした学習会も、学校と協力し開催しています。

--

--

健康増進課

福岡県では、県民一人ひとりが長生きしてよかったと実感できる社会を目指して、平成25年3月に「福岡県健康増進計画（いきいき健康ふくおか21）」を改定しました。本計画は、健康寿命の延伸、主要な生活習慣病の早期発見、発症予防と重症化予防、ライフステージに応じた健康づくり、生活習慣病の改善、個人の健康づくりを支えるための環境づくりを基本的な方向性としています。

保健福祉事務所においては、健康増進や栄養改善に関する各種事業等の実施を通じて、普及啓発と計画の推進を行っています。また、地域・職域連携会議において、関係団体との情報交換を行い、相互連携による効果的な健康づくりの推進を目指しています。

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母と子の健康が確保されることは、子どもの健やかな成長のために重要なことです。そのために必要な妊婦健診や乳幼児健診・保健指導等の基本的な母子保健事業は市町村において実施されています。

保健福祉事務所では、市町村をはじめ関係機関と連携して、ハイリスク児の訪問等を中心に母親の精神的・身体的負担、育児不安に対して早期からの育児支援を行い、母子の良好な関係の形成に努めています。

また、少子化対策の一環として不妊に悩む夫婦に対して不妊治療費の助成や専門相談等を行っています。

さらに、近年の妊娠・出産や育児を取り巻く環境の変化に伴い、子どもへの虐待問題や虐待のハイリスク要因が問題となっており、養育支援を行うための保健・医療・福祉の連携体制の整備が必要とされています。今後は、医療機関と市町村、保健福祉事務所との連携体制を強化することで妊娠期からの早期介入をおこない、出産を見守り、出産後の育児不安の軽減等の養育支援を行うことで虐待等の防止を目指します。

福岡県においては、在宅医療体制整備にむけた地域ネットワークの構築を目指し、県内全保健福祉（環境）事務所に支援センターを設置しています。

当所においても、平成22年度に田川地域在宅医療支援センターを設置し、「誰もが望む場所で療養できる地域医療体制の整備」を目指し、医療依存度の高い人が在宅療養を望んだ場合、それを支えるネットワークを構築しています。

田川地域在宅医療支援センターでは、がんや難病等で在宅療養を希望する患者及び家族等の相談・支援を行い、療養上の悩みや不安軽減を図るとともに、在宅医療の推進のための普及啓発ならびに医療機関等、関係機関相互の連携を推進しています。

精神的な病気、認知症や思春期の問題、アルコールや薬物、社会復帰のことなどで悩んでいる方やその家族の方々を対象に各種相談に応じています。早期の受診が必要な場合、家族の理解や協力が必要な場合、少し経過を見ていくことが必要な場合、他の相談機関への紹介が必要な場合などケースに応じてさまざまな形で対応しています。

平成26年の自殺者数は、25,374人（確定値）で前年に比べ1,909人減少し、自殺者数が急増して3万人を超えた平成10年（32,863人）以前の水準に近づきました。

しかし、依然として多くの方が自殺で亡くなっていることには変わりありません。このため、引き続き住民への啓発活動や関係機関と連携強化を図っていきます。

保健、医療、福祉等の関係機関が連携して、精神障害者やその家族に支援を行うことで、病院に長期入院している方が、地域での生活に円滑に移行したり、地域で安心して生活できるようにすることを目的として、田川地区精神障害者地域支援関係機関会議を開催しています。

保健衛生課

福岡県では、県民の健康保護を最優先に「生産から消費に至る」一貫した安全対策を総合的に推進していくための基本的な考え方や施策の方向性を示す「福岡県食の安全対策基本方針」を策定しています。

保健福祉事務所においては、主として食品の製造・販売段階における監視指導・啓発や消費者に対する教育・啓発を通じて食の安全の向上を図っているところです。具体的には、食品の製造施設や集団給食施設等に対する監視指導及び食品の収去検査を行っています。

また、食品を取扱う施設等の従事者に対する食品衛生についての衛生教育も実施しています。

さらに、平成9年4月から食品衛生広域専門監視班が設置され、田川、嘉穂・鞍手、京築保健福祉（環境）事務所管内にある特定業種及び流通拠点等の監視指導業務を行っています。

平成24年5月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画」が策定されました。

当所においても、新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるため、帰国者・接触者外来の受け入れ訓練、市町村行動計画策定支援等、関係機関との連携調整を行っています。

一方、社会福祉施設等においてノロウイルスをはじめとする感染症による集団感染が発生しており、社会問題となっています。多くの方が利用する施設等でいったん感染症が発生すると拡大の可能性があります。しかし、適切な対策をとることで集団感染の予防が可能となります。当所では、様々な機会に感染予防対策についての普及啓発を行い、発生報告を受けた時は速やかな終息をはかるため指導、助言に出向いています。

12月1日は、WHO（世界保健機関）で定められた「世界エイズデー」です。当所でも、エイズに関する正しい知識の啓発のため、ホームページの掲載、管内のJR各駅・大学等へのポスター掲示依頼や相談及び検査等を行っています。

平成24年中において結核は、全国で21,283人（本県：849人）が発病しています。田川地区においては、平成23年24人、平成24年29人、平成25年17人の結核患者が発生しています。

当所では、結核予防週間等における普及啓発、施設等の結核健康診断の状況把握及び医療機関と連携しDOTSを軸とした患者支援等を行っています。

また、医療機関からの届出を受けて、保健師が訪問・指導を行い、必要に応じて感染が疑われる方に、検診を実施しています。

Direct Observed Treatment Short-course

(

環境営業関係施設については、衛生的な構造施設の確保と衛生措置について、重点的に監視指導を行っています。

また、ビル管理関係については、建築物等の適正な維持管理を図るため登録業者や当該建築物の所有者に対し、監視指導を行っています。

水道法に基づき、専用水道の確認及び簡易専用水道の届出の受理及び監視指導等の業務を行うとともに、安全な飲料水の確保のため、水道施設等の適正な維持管理に関する監視指導を行っています。

環境衛生営業関係施設数

2	25	164	293	34	86	36	10	1	1

専用水道・簡易専用水道の設置状況

	8	53
		61

犬の飼い主は、狂犬病の発生や、まん延を防止するため、市町村において犬の登録を受け、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせる必要があります。保健福祉事務所では、管内市町村の計画を基に開業獣医師会と連携し、狂犬病予防集団注射を実施しています。

また、登録や注射を受けていないと判断される犬については捕獲を行うとともに、夏季に野犬の早朝捕獲を実施し、併せて放し飼い注意などの適正飼養啓発も実施しています。

当事務所では、人と動物の共生できる地域づくりのため、犬の捕獲業務や苦情処理に加え、「犬のしつけ方教室」「動物愛護教室」等の動物の愛護と適正飼養等の啓発活動を市町村、獣医師会、動物愛護推進委員と協働して行っています。

また、飼えなくなった犬や猫の引き取りについては、H21年10月からの有料化に伴い事前相談制とし、飼い主の終生飼養や譲渡活動等の状況を聞き取ることとした結果、引取数は減少傾向にあります。

一方、動物取扱業への定期的な立入調査、特定動物の飼養保管実態調査を実施し、動物由来感染症や動物の適正な取扱い等について指導助言を行っています。

	3,055	1,108	913	651	1,081	460	252	1,409
	1,328	481	421	291	511	198	147	668

	136	18	56	22	14	123	
	85	16	37	31	13	45	
	66	26	28	20	12	67	

24	30	0	3	1

社会福祉課

昨今、いじめ、不登校、非行、育児不安、児童虐待など問題が顕在化する中、子ども達が健やかに成長できるための環境づくりが急務となっています。

保健福祉事務所では、児童の養育等に関する相談、家族関係に関する相談など児童の福祉に関する様々な相談を受け、関係機関と連携し、子どもの健やかな発達を目指した子育て支援を行っています。

高齢者の支援については、

- ① 介護保険法による指定居宅介護支援事業所及び指定居宅介護（予防）サービス事業所及び介護保険施設の申請及び変更受付
- ② スポーツ、文化活動などを通じた高齢者の生きがいづくり、仲間づくり、健康づくりの支援を行っています。

また、管内市町村等が主催する要保護児童対策地域協議会、青少年問題協議会、保健医療福祉総合推進会議（サポーター会議）などの委員等として参画し、関係機関との連携に努めています。

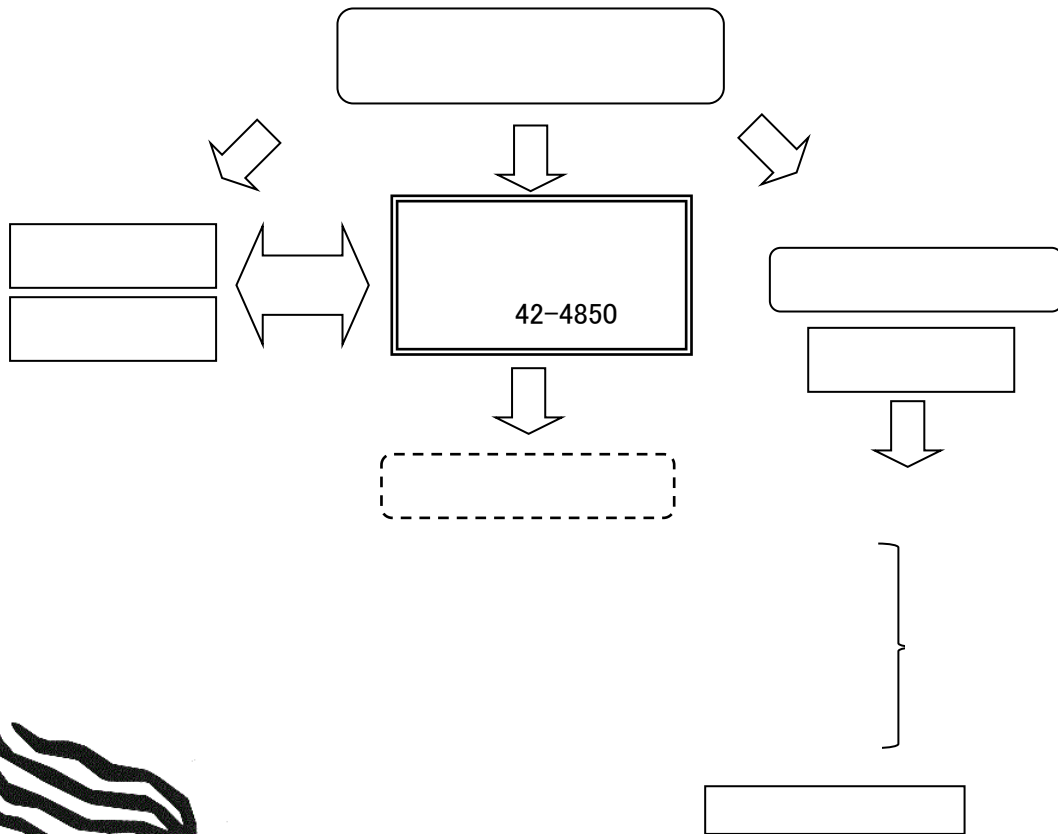
家庭不和、夫婦間の問題、離婚、家出、借金・サラ金、住宅問題、売春強要など、いろいろな悩みを抱えている女性の相談に対応するため、関係機関との連携を密にして、問題解決を図っていきます。

母子・父子家庭、寡婦の自立のための福祉資金の貸付などを行っています。

また、母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんの就職に有利な資格取得を支援する給付金の支給を行っています。なお、所得により対象とならない場合があります。

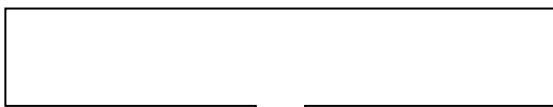
()

13 10 13

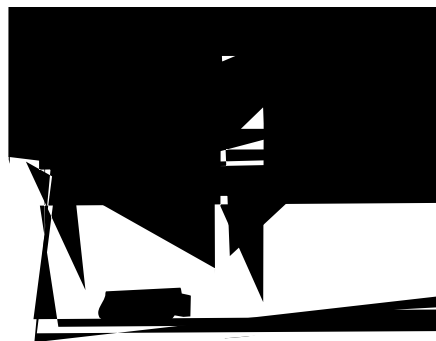


(

()



9:00 17:00
46-1092 ()



監査指導課

指導監査等は、法人・事業者等に対し、関係法令、通知等に基づく法人運営・事業経営の状況について指導監査等を行うことによって、適正な法人運営と円滑な事業の経営の確保を図ることを目的としています。

平成18年度まで当所及び京築保健福祉環境事務所で実施してきた指導監査等業務について、より円滑な実施や執行体制の強化を図るため、平成19年度から当所保健福祉課に監査指導係を設置し指導監査等業務を行ってきました。その後、組織再編に伴い平成21年10月1日から監査指導課を設置し、業務を行っています。

下記の法人・事業者等に対して、指導監査等を行います。

- 1 保育所のみを経営する法人（一つの市のみで活動する法人を除く）及び保育所
- 2 届出保育施設等
- 3 町村社会福祉協議会
- 4 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設
- 5 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設

検査課

保護課

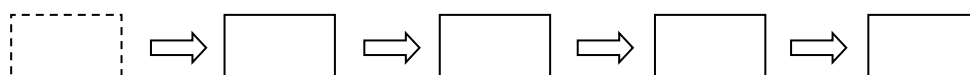
生活保護とは、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するために、世帯の困窮の程度に応じて必要な保護を行う制度です。

保護の決定に際しては、補足性の原理に基づき、世帯の困窮状況、能力・資産・他法の活用や扶養義務者の援助等について調査・検討されます。

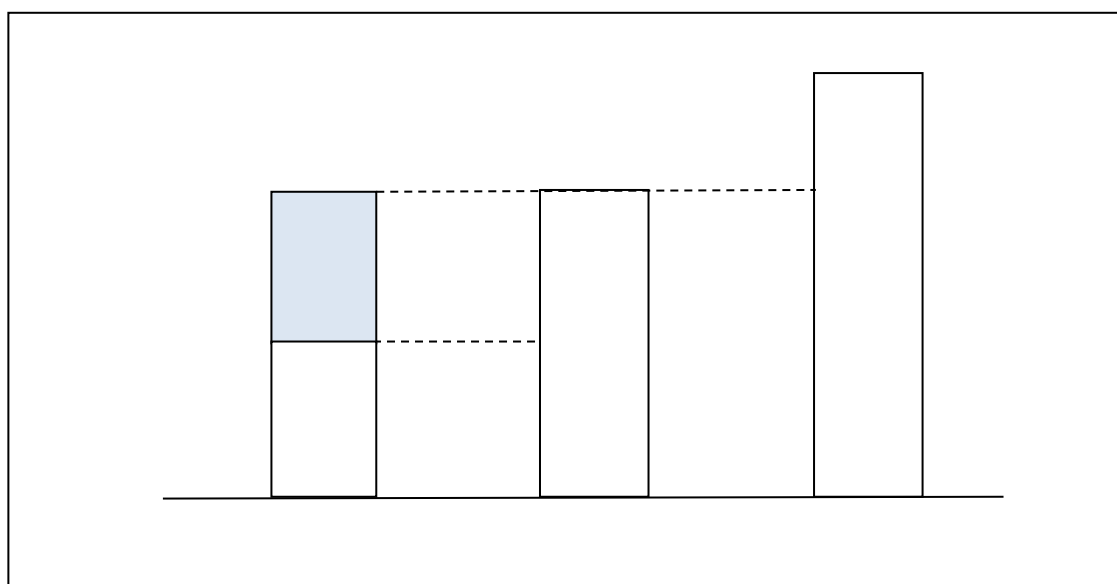
なお、当課の管轄地域は、田川郡7カ町村となっています。

保護の開始・変更・停止・廃止などの決定、実施及びそれらに必要な調査を家庭訪問や文書等によって行います。

定期的に家庭訪問を行い、被保護者の自立に向けて必要な助言や指導を行います。



生活保護は、世帯を単位としていますので、一緒に生活している世帯員全員の収入と国が定めた最低生活費とを比べた上で決定します。



- (1) 最低生活費とは、世帯員の食費・衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費、介護費、医療費の合計額を指します。
- (2) 収入とは、次のような世帯のすべての収入を指します。
 - ① 就労収入（給料、内職収入、農業収入など）
 - ② 年金、恩給、手当の収入
 - ③ 仕送りや資産の売買で得た収入このうち就労収入については、必要経費など一定の控除が認められています。